恵庭市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)事務取扱要領 (趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成15年10月1日 実施。以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、恵庭市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)について必要な事項を定めるものとする。ただし、後見人等は暴力団員 (恵庭市暴力団排除条例(平成26年条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員 をいう)、あるいは暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

(助成額の範囲)

- 第2条 後見人等の報酬の助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額の範囲とし、 月額20,000円を上限とする。なお、被後見人等が死亡した後の報酬については、 遺留資産で不足する金額に限り助成する。
- 2 助成対象期間は、後見事務期間のうち原則12か月以内とし、月数の計算に当たり、 1か月未満の端数日が生じる場合、その月が始期の場合は切り上げ、終期の場合は切り 捨てにより月数を計算することとする。なお、市長が必要と認める場合は、この限りで はない。

(後見人等の報酬助成対象)

- 第3条 要綱第7条に規定する「資産・収入等の状況から、前号に掲げる者に準じると認められる者」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による被支援者で報酬を 負担することが困難であると市長が認めた者
  - (3) 別記に定める基準を満たす者
  - (4) 前3号の者以外で収入及び資産等の状況から報酬を負担することが困難であると 市長が認めた者

(助成金の申請等)

- 第4条 前条の規定に該当する者で報酬額の助成を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、家庭裁判所による当該報酬の付与についての審判があった日の翌日から 起算して90日以内に、恵庭市成年後見制度利用支援事業助成金申請書(様式第1号) に別に定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を 決定するとともに、申請者に対し、恵庭市成年後見制度利用支援事業助成金(支給・不 支給)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第5条 市長は、報酬額の助成を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付 決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還 を求めることができる。

(実施体制)

第6条 恵庭市成年後見制度利用支援事業の実施に関し、高齢者については保健福祉部介 護福祉課が所管し、知的障がい者及び精神障がい者については保健福祉部障がい福祉課 が所管するものとする。

附則

この要領は、令和2年6月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年6月18日から実施する。

別記

「報酬を支払うことが困難であると認められる者」の基準

以下の全てに該当する者とする。

1 申請日の属する月の初日(以下「基準日」という。)において、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のその年の収入見込額並びに所有する現金及び預貯金の合計額等が、恵庭市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者

負担額軽減に対する助成に関する要綱(平成12年4月1日実施)第6条第1項各号に 該当する者。

2 基準日において、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度分 (申請日の属する月が4月、5月又は6月の場合は、当該年度の前年度分)の地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていないもの